

退職後の年金について

ここでは「令和7年度退職予定者に係る共済事務説明資料」について、年金制度の概要やよくある質問について説明を行いますので、視聴の際には、同資料を併せてご確認ください。

なお、ここで説明する「組合員」は、年金等の長期給付が適用されるフルタイム職員等の「一般組合員」をさし、「短期組合員」は含みません。



地方職員共済組合沖縄県支部年金班です。

ここでは「令和7年度退職予定者に係る共済事務説明資料」について、年金制度の概要やよくある質問について説明を行いますので、視聴の際には、同資料を併せてご覧ください。

なお、ここで説明する「組合員」は、年金等の長期給付が適用されるフルタイム職員等の「一般組合員」をさし、「短期組合員」は含みません。

年金に関する届け出【資料p. 1、 p 15】

～～ 年金に関する届け出 ～～

■ 退職や勤務形態の変更により組合員でなくなる場合

➡ 退職届書の提出

普通退職、定年退職、再任用フルタイム職員の退職、会計年度フルタイム職員の退職(任用から13か月目以降)

※引き続き共済組合員となる場合は提出不要

■ 退職後に住所・氏名に変更がある場合

➡ 年金待機者等異動報告書

～～ 障害給付、遺族給付 ～～

■ 障害給付

病気やケガで生活や仕事が制限を受けるようになったとき

障害等級に該当する障害の場合は障害年金を受給できる場合がある

➡ 地共済又は日本年金機構に相談

■ 遺族給付

共済の組合員であった方が亡くなったとき

その方に生計を維持されていた遺族がいる場合、遺族年金を受給できる場合がある

➡ 地共済又は日本年金機構に相談

2

それでは、資料の1ページをお開きください。

第1章 長期給付（年金受給）に関する手続きについて説明を行います。

「年金に関する手続き」が必要となるのは、主に次の場合です。

1.退職や勤務形態の変更により組合員でなくなる場合、2.退職後に住所・氏名に変更があった場合や亡くなられた場合、3.共済組合の年金受給者が退職後に再び公務員となつたとき、4.年金請求書が届いたとき、5.公的年金等の受給者の扶養親族等申告書が届いたときです。

ここでは、退職届書及び年金待機者異動報告書の提出、また、障害給付及び遺族給付について説明を行います。

退職や勤務形態の変更により地共済の組合員でなくなる場合は、退職時の所属機関の長が確認した「退職届書」の提出が必要となります。

様式及び記入例は、24～25ページに掲載されていますので、後ほどご確認ください。

「退職」とは、普通退職や定年退職などにより地共済の一般組合員でなくなる場合をいい、再任用フルタイム職員や会計年度フルタイム職員(13か月目以降)が任期を更新しない場合も提出が必要となります。

また、退職後、引き続きフルタイムの再任用職員や任期付職員となる場合、又は退職後、引き続き公務員として国、他の都道府県、市町村、公立学校等で勤務する場合は、引き続き共済の一般組合員となりますので、「退職届書」の提出は必要ありません。なお、任意継続組合員は、一般組合員とはなりませんので退職届の提出が必要となります。

次に「年金待機者等異動報告書」の提出について説明します。

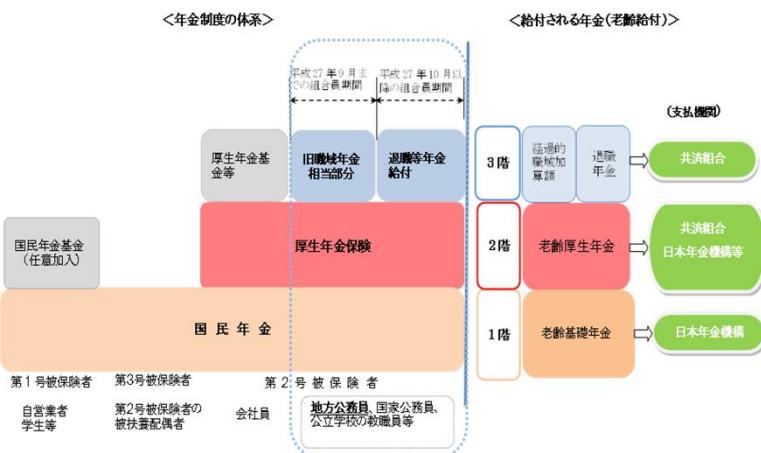
組合員が退職後、老齢厚生年金の受給年齢に達する約3か月前に共済組合から年金請求書を送付します。そのため、共済組合では退職後の組合員の住所を把握する必要があります。

ますので、住所や氏名に変更がある場合は、年金待機者等異動報告書に変更内容が確認できる住民票等を添付して提出をお願いします。

次に障害給付、遺族給付について説明します。

病気やケガで生活や仕事が制限を受けるようになり、障害等級に該当する障害の状態となった場合は、障害年金を受給できる場合があります。また、共済の組合員であった方が亡くなった場合は、その方に生計を維持されていた遺族に遺族年金が支給される場合があります。該当すると思われる場合は、共済組合や日本年金機構にご相談ください。

年金制度及び老齢給付のイメージ【資料p.3】



■ 1階部分 国民年金制度
日本に住む20歳以上60歳未満の人が全員加入

■ 2階部分 厚生年金保険制度
公務員または厚生年金適用の事業所に勤める会社員等が加入
70歳まで加入できる

■ 3階部分 共済組合独自の制度

■ 支払機関から支給される年金の額は、被保険者（組合員）の各年金制度への加入期間やその間の保険料（掛金）等をもとに計算される



3

続いて資料3ページは、第2章年金の制度について、4ページから14ページは、第3章老齢給付について記載しています。

まず、3ページの【図1】年金制度及び老齢給付のイメージをご覧ください。

年金制度は3階建てになっています。

図の左側は加入する年金制度の体系を示し、右側は受給する年金を示しています。

年金制度の1階部分は国民年金制度です。日本に住む20歳以上60歳未満の方は全員加入となります。

国民年金制度には3つの種別があり、私たち地方公務員は第2号被保険者に該当します。

国民年金制度により支給される老齢基礎年金は、日本年金機構が支払い機関となります。

次に年金制度の2階部分は厚生年金保険制度となります。

老齢厚生年金は、公務員等の期間分は共済組合から、会社員等の期間分は日本年金機構等が支払います。

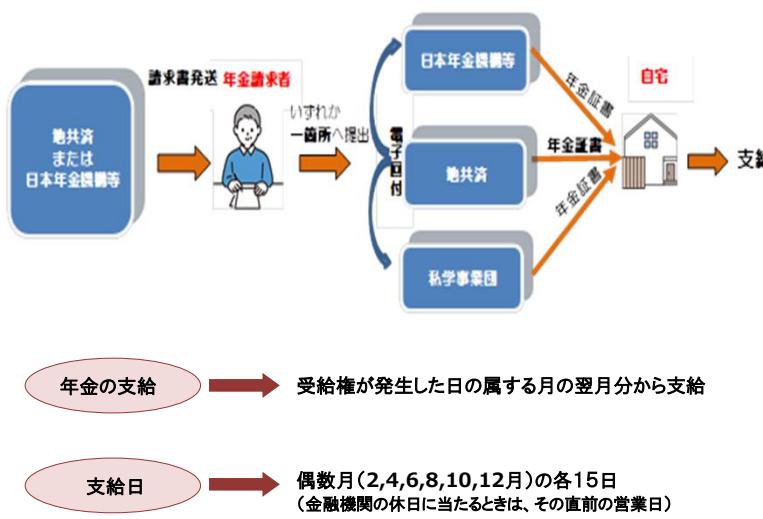
次に年金制度の3階部分は共済組合独自の年金制度です。

平成27年9月までの組合員期間に係る旧職域年金相当部分と平成27年10月以降の組合員期間に係る退職等年金給付があり、

それぞれ共済組合が支払います。

支給される年金の額は、各年金制度への加入期間やその間に納めた保険料または掛金などをもとに計算されます。

老齢厚生年金の請求から支給まで【資料p.9】



- 老齢厚生年金の受給権が発生する日（支給開始年齢到達日の前日）の3か月前に、地共済又は日本年金機構等の実施機関から請求書が送付される
- 請求書が届いたら、必要事項を記入して提出
- **受給権の消滅時効は5年**
- 複数の実施機関（地共済、日本年金機構等）に加入していた方は、いずれか一箇所へ提出する
- 請求書の提出後、3～4か月後に年金が支給される

4



続きまして9ページをご覧ください。

4 「老齢厚生年金の請求、裁定及び支給」です。

ここで気をつけていただきたいことは、年金は自動的に支給されるものではなく、請求手続きをしないと支給されないということです。

(1)請求書の事前送付

請求書はおおむね支給開始年齢に達する3か月前に、最終加入の実施機関である、地共済または日本年金機構等から送付されます。県の職員や再任用フルタイム職員を退職して、その後に再任用短時間勤務職員になった場合や民間企業でお勤めになった場合は、年金の最終実施機関は日本年金機構になります。県の職員や再任用フルタイム職員を退職してその後にお勤めしない場合は、年金の最終実施機関は地共済になります。

請求書に必要事項を記入のうえ、誕生日以降に速やかに実施機関に提出してください。また、年金の受給権は、発生した日から5年間請求しない場合は時効により消滅しますので、請求忘れないよう注意してください。

(2)裁定後の「年金証書」等の送付

老齢厚生年金、経過的職域加算額等の決定後、「年金額決定通知書」及び「年金証書」が地共済本部より送付されますので、大切に保管してください。

【図6】「年金請求から支給までのイメージ図」をご覧ください。

年金請求書が届いたら、いずれかの実施機関に提出してください。提出された請求書は、複数の厚生年金保険の加入期間がある場合、それぞれの実施機関で情報が共有されます。またそれぞれの実施機関で年金を決定して請求者に年金証書を送付し、年金を支給することになります。

なお、厚生年金保険に加入中の場合は、支給額を計算する際に他実施機関の年金額も含めて計算するため、地共済の年金証書が届くのは、日本年金機構の年金証書到着後、あ

る程度の期間を要しますのでご了承ください。

(3)支給日について、年金の支給日は偶数月の各15日となっています。

年金受給者が再就職した場合の届け出、年金額の調整【資料pp.12～13】

年金受給者が退職後再び公務員となったとき

提出
「年金受給者等再就職届書」 共済組合

(例)

- 退職後に、1日以上空けて再び公務員となったとき
- 再任用短時間勤務職員からフルタイム職員となったとき
- 民間会社への就職後に再び公務員となったとき

※新たに加入する共済組合で改めて計算し、年金を支給するため(手続き中は年金が停止)

年金受給者が就職した場合の年金額の調整

- 公務員を退職後に、再任用や民間会社への就職により厚生年金保険に加入すると、給与等の額によって、老齢厚生年金の一部又は全部が支給停止となる場合がある
- 賃金+年金の額が基準額を超えると、超えた額の1/2の年金の額が停止

基準額

令和7年度 51万円
令和8年度 62万円

5

12ページをご覧ください。

7 「年金受給者が再就職した場合の届け出、年金額の調整」について説明します。年金受給者が公務員を退職後に再び公務員となったときは、加入する共済組合に「年金受給者等再就職届書」を提出してください。

これは、新たに加入する共済組合で改めて計算を行い年金を支給するためです。なお、手続き中は年金が数か月停止することとなります。

また、年金受給者が再就職した場合は、給与や賞与の額に応じて老齢厚生年金の一部または全部が停止される場合があり、公務員となった場合は、公務員独自の年金である経過的職域加算や退職年金が停止となります。

支給停止の基準となる金額は、令和7年度は51万円となっていますが、毎年度見直しがあり、令和8年度は62万円となる見込みです。

また、支給停止額の計算においては、公務員独自の年金である経過的職域加算額は、停止額の計算には含みません。

老齢厚生年金の全額が支給停止になると加給年金額も全額停止となります。

なお、65歳から支給される老齢基礎年金は、支給調整の対象外のため、全額支給されます。

在職中の年金支給停止額の算定事例については13ページをご確認ください。

なお、再就職先を退職して支給停止が解除となつても、これまで停止されていた分の年金が支給されるわけではありません。

Q&A（よくある質問）【資料pp.81～82】

【Q10】年金を繰上げ請求した場合は、減額されますか

- ・S37.4.2以降生まれの方は繰上げ請求の減額率が1年あたり△4.8%なので、繰上げ請求した場合としない場合の受給累計額を比較すると、繰上げ受給開始から約21年後に繰上げ請求した場合の累計額がしない場合の累計額を下回ります。
- ・受給開始時期が早くなる一方、終生減額された年金額となります。
- ・繰上げ請求後の老齢厚生年金であっても、在職支給停止の対象となります。

【Q13】年金の見込額を知ることはできますか

- ・毎年誕生月に送付される「ねんきん定期便」やマイナンバーカードを利用した「年金記録の電子交付」で見込額を知ることができます。なお、地共済で見込額の試算を行うことは可能ですが、交付まで3週間程度の期間を要します。

【Q15】国民年金の納付期間が40年に満たない場合の任意加入とは

- ・20歳から60歳までの国民年金加入期間に保険料をすべて納付した場合、65歳からの老齢基礎年金を満額受給できます。
- ・納付期間が40年に満たない場合、60歳以降に日本年金機構に申し出て国民年金に任意加入し、老齢基礎年金の受給額を増やすことができます。

6

最後になりますが、資料の79ページから83ページに年金関係で問い合わせが多い項目についてQ&Aを掲載しています。

その中からよくある質問について、説明します。

1つめは、「質問10 年金を繰上げ請求した場合は、減額されますか。」という質問です。

繰上げ請求後はその決定を取り消すことができずに終生減額された年金になるということや、繰上げ受給した老齢厚生年金についても、厚生年金保険加入事業所にお勤めの間は年金の在職支給停止の対象となることに留意してください。

2つめは、「質問13 年金の見込額を知ることはできますか。」という質問です。

年金の見込額は、毎年誕生月に送付される「ねんきん定期便」で知ることができます。また、マイナンバーカードを利用した「年金記録の電子交付」を利用することも可能です。

なお、地共済で試算することも可能ですが、採用から退職までの給与履歴等を確認し、老齢厚生年金、経過的職域加算額、退職年金等の試算を行いますので、依頼を受けてから交付まで3週間程度の期間を要します。

最後は、「質問15 国民年金の任意加入で納付期間が40年に満たない場合、任意で加入することができますが、どういうことですか。」という質問です。

国民年金に保険料未納の期間がある場合は、老齢基礎年金を満額で受給することができないため、60歳以降に国民年金に任意加入し保険料を納めて、老齢基礎年金の受給額を増やすことができる制度です。

申し出る際の窓口は、年金事務所になります。

以上で退職後の年金についての説明を終わります。